

漁業調整事務所（農林水産省）公開討議 議事概要

1. 開催日時 平成 22 年 5 月 24 日（月）14：15～14：30
2. 場所 内閣府講堂（内閣府本府庁舎地下 1 階）
3. 出席者  
（農林水産省）郡司副大臣、他事務方  
（自治体側） 古川佐賀県知事、飯泉徳島県知事、石垣新見市長、阿部川崎市長、小沢毛呂山町長  
（戦略会議側）北川主査、大塚副大臣、逢坂補佐官

---

冒頭、北川主査及び大塚副大臣からあいさつと公開討議の趣旨の説明（総合通信局の議事概要を参照）があった。提出資料に基づき、農林水産省から漁業調整事務所の概要及び出先機関改革の基本的論点に対する見解の説明がなされた後、議論が行われた。その概要は、以下のとおり。

【(戦)：地域主権戦略会議側、(地)：地方自治体側、(国)：農林水産省】

- (国) 都道府県間の紛争の当事者同士が調整をするということが現実的にできるのか。また、魚は都道府県域をまたいで回遊するため様々な関係者がおり、国が管理した方が分かりやすいのではないかと。外国漁船の寄港に関しても、国際的なルールの遵守状況については国がやるべき仕事。いろいろなトラブルが起こった場合、外国政府が相手となるので国が行う方が妥当。全国 7 つの区域で常にこのような問題が起きており、当事者による調整は難しいのではないかと。
- (地) 事の性質上、これから広域調整をどう図っていくかということをお我々も検討しなければならない。都道府県間調整にゆだねるとすることも考えられるが、それではダメで国が直接事務を執行しなければならないと考える理由を教えてください。
- (国) 各地の漁業紛争については、関係都道府県の方から水産庁に仲裁を求められるもの。資料に書いた以外にも紛争はあるが、それらは都道府県で調整が済んでいる。調整に至らなかった案件を漁業調整事務所でやっている。都道府県間調整だけでやることになる、解決に相当の時間を要するのではないかと。
- (地) 国が出先機関を使わずに直接執行してはダメなのか。
- (地) 出先が調整をするから遅くなるケースがある。本庁でやれば、より解決が早くなるのではないかと。
- (国) 各現場の漁業の実態により近いところにいるというのが紛争解決の強みとなるため、都道府県の意見を聞きながら、なるべく現場に近い事務所で取り扱っている。必要な場合には、本庁も漁業調整事務所と一緒に問題解決に当たる。
- (戦) 林業・農業と比べ、国策として漁業をどうするかということが一段と重要な分野だと思うが、それと漁業調整事務所の事務とは別。定員 176 人と書いてあるが、1 都道府県にすると 3 人程度。都道府県にお願いしても大丈夫な規模ではないかと。養殖漁業をどうするかとか国策としてどうするかとかいうことを現場の人たちが担っているのなら別だが、そうでないのなら役割分担の余地が大いにあるのではないかと。
- (地) 茨城県から静岡県にかけての太平洋側の海域はどこかの管轄か。

- (国) 茨城県から静岡県にかけては水産庁本庁の管轄である。また、各都道府県で分担するという話だが、38 隻の大型漁業取締船を運航しており、広い海域で外国漁船の取締り、大臣許可の大型漁船の取締りをやっている。1 隻の船を運航するだけでも、かなりのマンパワーが必要であり、6カ所にまとめることにより効果的に運航している。
- (地) 本庁でもやっているのか。我々が求めるのはスピード感。リストラをやろうとかいう話ではなく、大切な資源を守るためスピード感を持ってやるにはどうすればいいのかということである。また「地元の実態は地元の近くで」と言われたが、それこそ都道府県に任せてもらえばいい。逆に、スピード感を持ってぱっと乗り込んでさっと調整をするというところに人員を集めてほしい。